

博士学位請求論文
要 旨

習近平政権の汚職対策に関する総合的研究

中央大学大学院法学研究科刑事法専攻博士課程後期課程

町田 花里奈

目次

序章

- 第1章 胡錦涛政権と習近平政権初期における社会情勢と汚職研究
- 第2章 中国における贈収賄の仕組み
—中国鉄道部をめぐる贈収賄を事例に—
- 第3章 中華人民共和国国家監察委員会の樹立について
—中日における監察制度の比較研究—
- 第4章 中国共産党中央規律検査委員会の組織体制について
—中国共産党規律検査機関規律執行監督業務規則を根拠規定として—
- 第5章 中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題
- 第6章 中国国家監察委員会の調査対象となる職務犯罪について
- 第7章 中国における汚職に対する懲戒処分について
- 第8章 汚職の調査（捜査）手続について
- 第9章 中国における公安機関に対する汚職調査について
—端緒情報の入手方策を中心に—
- 第10章 中国の汚職調査における「技術的調査措置」について
—通信傍受法に関する中日比較—
- 終章 習近平体制における汚職対策の成果について
- 参考文献

要約

本稿は、習近平政権における汚職対策により、中国における組織的な汚職の構造である「二重構造の不正のトライアングル」がどのように切り崩されていくかに焦点をあてている。2章において構築した「二重構造の不正のトライアングル」について、3章から10章において、汚職の調査、捜査に係る組織体制、処分、手続についての中日比較を行うことにより、中国における汚職対策の特徴を明らかにし、終章において、切り崩しの成果を総括した。

第1編 習近平政権以前の汚職の実情

第1編では、なぜ習近平政権では汚職対策が必要になったのかという点を明らかにするために、習近平政権以前の汚職の実情について論じた。その後、中国における汚職の原因を明確に示す理論として、「二重構造の不正のトライアングル」の構築を試みた。

第1章前半では、習近平政権以前の中国における汚職の蔓延状況について論じた。特に、胡錦涛政権下における改革開放政策の過程では、経済発展を優先させたことから、汚職の蔓延がいっそう深刻になった。同時に、改革開放の歪みともいえる格差、環境、暴動、汚職などが社会問題として現れ始めた時期であったため、汚職に対する本格的な摘発よりは、政権の維持を目的とした目下の国内問題の解決に尽力し、国民の不満の解消に努めた。汚職については表面的な政策も打ち出したが、根本的な汚職摘発に至っていないという実情が明らかになった。

第1章後半では、2012年秋に発足した習近平政権の汚職調査を概観した。汚職の摘発は、中国共産党中央軍事委員会から始まり、各行政部門の全領域を調査対象とし、最終的には司法・公安機関に対して行われ、2022年10月までにはほぼすべての領域に対する汚職調査が終了した。初めに行われた党中央軍事委員会での調査結果は、これから始まる調査が本格的な汚職調査であることを示すものであった。

第2章では、アメリカの犯罪学者であるドナルド・Rクレッシーが提唱した不正の判断基準である「不正のトライアングル」理論を援用し、改革開放政策時期に起きた組織的な汚職の構造を説明する理論として、「二重構造の不正のトライアングル理論」を構築し、この理論に沿って中国の汚職の構造を説明した。その後、習近平体制では、「二重構造の不正のトライアングル理論」を、どのように切り崩していくかという問題意識を提示した。

第2編 汚職摘発の組織体制

第2編は、汚職摘発の組織体制について論じている。日本の汚職捜査は、警察組織と検察組織が担当している。これに対して、中国の汚職調査は、党と国家に属する3つの組織の連携によって行われており、日本の汚職捜査の組織体制とは大きく異なっていた。

初めに、党と国家の関係など、中国の国家体制を理解するために必要な解説を加えた。その後、汚職の調査を行う3つの組織とその関係性を確認した。

第3章の前半では、2018年に設立された中華人民共和国国家監察委員会（以下、「国家監察委員会」という。）とその根拠規定である中華人民共和国監察法（以下、「監察法」という。）を取り上げた。その後、監察法をもとに、国家監察委員会の構成、職責、独立性、権限の強さを考察し、最後に日本の人事院における公務員の監察制度と、警察組織における監察制度との比較を行った。

第3章の後半では、中国の汚職調査の組織体制について、国家監察委員会を取り上げ、日本の警察組織及び検察組織における汚職捜査の体制との比較を行った。

第4章では、中国共産党中央規律検査委員会（以下、「中規委」という。）について考察した。中規委の汚職調査における根拠規定である中国共産党規律検査機関規律執行監督業

務規則（以下、「規律検査執行監督規則」という。）を紹介し、本規定に基づいて、規律検査監察体制、党内での位置づけ、汚職調査における役割を解説した。

第5章では、汚職調査の実働部隊であり、党直属の監察チームである中国共産党中央巡視組（以下、「巡視組」という。）とその根拠規定である中国共産党中央巡視組工作条例（以下、「巡視組条例」という。）に基づいて、巡視組が設立した背景、過程、組織体制を論じた。

第3編 汚職にかかる職務犯罪と懲戒処分について

第3編は、汚職にかかる職務犯罪と懲戒処分について考察した。中国では、汚職調査の結果、処分対象者の行為が職務犯罪とみなされた場合には、中華人民共和国刑法（以下、「中国刑法」という。）による刑罰を受ける。また、刑罰に至らない違反に関しては、懲戒処分としての政務処分、組織内処分、党内処分が課される。

第6章では、中国刑法の主刑と付加刑などの仕組みを概観し、日本国刑法との比較を行う。次に、中国刑法に定める罪のうち、国家監察委員会の調査対象として中華人民共和国監察法実施条例（以下、「実施条例」という。）に規定されている罪の中でも、特に発生率の高い横領賄賂の罪を取り上げ、その刑罰規定を紹介した。具体的には、本条例に規定されている19種類の横領賄賂の罪に関する規定を詳細に紹介し、日本刑法に規定されている刑罰規定との比較を行った。

第7章では、汚職に対する懲戒処分として、政務処分、組織内処分及び党内処分について論じた。中国の中華人民共和国公職人員政務処分法（以下、「政務処分法」という。）、中華人民共和国公務員法、中国共産党規律処分条例、中華人民共和国裁判官法、中華人民共和国検察官法を概観し、日本の国家公務員法及び地方公務員法との中日比較を加えて、詳細に説明した。

第4編 汚職の調査に関する手続とその手法について

第4編は、中国の一般的な汚職調査の手続と日本の汚職捜査の手続を比較した。その後、日本の汚職捜査では行われていない2つの特別な調査手法を取り上げた。

第8章では、通常中国で行われている汚職調査について論じるために、国家監察委員会、中規委、巡視組が、調査に関する根拠規定である監察法、規律検査執行監督規則、巡視組条例に基づいて、どのような手続を踏んでいるかを考察した。また、日本の汚職捜査の手続規定である日本の刑事訴訟法との比較を行ったことで、中国の汚職調査に関する手続が、日本より明確に規定されていることを明らかにした。

第4編では、通常の手続に加えて、2つの特別な調査手法を取り上げた。第9章では、中国における汚職の端緒情報の入手方策がどのように行われているかを紹介した。調査手法に関する規定は抽象的であるが、その中でも、これまで日本では紹介されていない巡視組の端緒情報の入手方策などを根拠規定に基づいて紹介した。特に「告発」について、国民からの情報提供、組織内部における内部告発として取り上げている部分が特徴的であ

る。汚職の端緒情報の入手方策に関しては、中国人の研究者でも紹介していない部分であり、学術的な価値が高いと思われる。

第10章では、汚職調査における通信傍受を取り上げた。中国の汚職調査では通信傍受を用いることができるが、その手続法は明らかにされていない。また、日本の汚職捜査では、通信傍受を用いることができない。こうした、中国と日本における通信傍受をめぐる扱いの違いについて、中華人民共和国刑事訴訟法、監察法、実施条例と日本の刑事訴訟法との比較を行った。本章では日本で初めて、法的な視点から中国の通信傍受を論じ、中日比較を行った。

第5編 習近平政権における反腐敗政策の成果と課題

終章では、習近平政権10年にわたり繰り広げられてきた腐敗摘発の取り組みに対する総括を行った。具体的には、統計による数量的な成果、中日比較、第2章で構築した「二重構造の不正のトライアングル」をどのように切り崩せたかについてまとめた。

第1に、公式の統計を用いて汚職摘発の成果を示す。公式の統計として公開された摘発総数、処分総数から、中国共産党の汚職調査が、単なる権力闘争ではなく、本格的な汚職調査を行ったことを明らかにした。実際に、第3期習近平体制発足前後の決議においても、規律委の活動と成果が評価されている。

その反面、公式統計の数値は、汚職摘発の成果であると同時に、中国がこれほど汚職にまみれた社会であり、司法・公安機関が墮落しているという実態を世界に知らしめてしまった事実についても論じた。

第2に、本稿をとおして行った中日比較のまとめを行った。汚職の調査体制、懲戒処分、刑罰、調査手続について、今一度中日比較を概観することで、中国における強大な汚職摘発の仕組みを確認した。

汚職の調査機関である国家監察委員会は、人民法院と並ぶ地位にあり、独立して汚職調査を行う権限を有する組織である。また、汚職の端緒情報を収集する巡視組は、党直属の監察チームである。中日の汚職調査（捜査）体制を比較すると、国家監察委員会に対する監督は、党中央が行うことになっており、党中央を信頼した仕組みになっていた。

また、日本の汚職捜査は、警察組織と検察組織が担当している。これに対して、中国の汚職調査は、党と国家にまたがる3つの組織の連携によって行われており、日本の汚職捜査の組織体制とは大きく異なるものであった。

刑罰については、汚職の中で最も発生する横領賄賂の罪を取り上げたところ、その法定刑は日本より重く規定され、法人も刑罰の対象となった。

懲戒処分については、政務処分法が制定され、すべての公職人員に対する懲戒処分の制度が整備された。中国における懲戒処分の事由は、日本の公務員の懲戒処分の事由より具体的で詳細に規定されていた。

国家監察委員会は、人民法院による統制は受けず、党中央の直接の指揮下におかれていることから、汚職調査では、人民法院の令状を必要とせずに強制調査ができることが日本

との大きな違いであり、汚職調査は事実上の捜査に相当するものであった。また、汚職調査において通信傍受の使用が可能であることも、日本の汚職捜査との大きな違いであった。

第3に、第2章で構築した「二重構造の不正のトライアングル」の6つの要因の切り崩しに対して、10年にわたる汚職対策がどの程度の成果を上げたかについてのまとめを行った。特に、中国の組織的な贈収賄では、個人の要因を促進させる組織の要因が、贈収賄の蔓延につながっていることから、組織の要因が切り崩せているかどうか汚職摘発の重要な鍵となっていた。

組織の動機の要因である「組織内部での人事権の売買」は、巡視組が調査を行い、懲戒処分、刑罰を科すことにより切り崩した。機会の要因である「癒着を放っておくインフォーマルなルール」は法整備の促進を行い、正当化の要因である「汚職の必要悪論」化については、巡視組による啓蒙活動、公の場での指導者による演説により切り崩した。

個人の動機の要因である「より高いポストを求めるための資金調達」、個人の機会の要因である「癒着」は、巡視組が調査を行い、懲戒処分、刑罰を科すことにより切り崩した。個人の正当化の要因である「周りもやっているから問題ない」という心理については、巡視組による啓蒙活動、公の場での指導者による演説に加え、マスメディアを使った反腐敗闘争の特別番組の放映することにより切り崩した。

終章の最後では、今後の汚職摘発の行方と課題について若干の提起をした。